

鳥取県手をつなぐ育成会  
令和6年度定期（第1回）総会  
議案書

議案第1号 令和5年度事業報告並びに決算について

議案第2号 令和6年度補正予算について

議案第3号 役員を選任について

議案第4号 定款の変更について

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会



## 議案第 1 号

### 令和 5 年度事業報告並びに決算について

---

(提案理由)

令和 5 年度事業の終了により、別紙のとおり事業報告書及び決算書を作成したので、定款第 9 章第 39 条第 2 項の規定に基づき、承認願いたい。

なお、令和 5 年度事業及び決算に対し監査いただいた結果報告は、別紙資料の監査報告のとおりである。

<資料>

- ・令和 5 年度事業報告書 (案) P 2～10
- ・令和 5 年度決算書 (案) P 11～21
- ・監査報告書 P 22

#### 参考

定款 第 9 章 資産及び会計

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

## 令和5年度 事業報告書（案）

### 1 会務の報告

#### (1) 総会の開催

- 〈第1回〉 [期日・会場] 令和5年6月7日(水) 倉吉市・倉吉未来中心  
[出席状況] 正会員1,014人のうち550人  
(出席者36人・委任状348人・書面表決166人)  
[議案] 第1号 令和4年度事業報告並びに決算について  
第2号 令和5年度補正予算について  
第3号 役員を選任について  
[審議結果] 全議案を原案どおり承認・決定  
[報告事項] 令和4年度公益目的支出計画実施報告書について
- 〈第2回〉 [期日・会場] 令和6年3月19日(火) 倉吉市・倉吉未来中心  
[出席状況] 正会員982人のうち548人  
(出席者30人・委任状318人・書面表決200人)  
[議案] 第1号 令和5年度補正予算について  
第2号 令和6年度事業計画並びに予算について  
[審議結果] 全議案を原案どおり承認・決定  
[報告事項] 総会のあり方（議決権を有する会員の見直し）について

#### (2) 理事会の開催

- 〈第1回〉 [期日・会場] 令和5年5月12日(金) 倉吉市・倉吉未来中心  
[出席状況] 理事10人(欠席3人)、監事1人(欠席1人)  
[議案] 第1号 令和4年度事業報告並びに決算について  
第2号 令和4年度公益目的支出計画実施報告書について  
第3号 令和5年度補正予算について  
[審議結果] 全議案を原案どおり承認・決定
- 〈第2回〉 [期日・会場] 令和5年6月7日(水) 倉吉市・倉吉未来中心  
[出席状況] 理事12人(欠席1人)、監事2人  
[議案] 第1号 常務理事の互選について  
[審議結果] 原案どおり承認・決定
- 〈第3回〉 [期日・会場] 令和5年12月18日(月) 倉吉市・倉吉福祉センター  
[出席状況] 理事12人(欠席1人)、監事2人  
[議案] 第1号 総会のあり方について  
第2号 正副会長の定年制の導入について  
第3号 令和5年度臨時(第2回)総会の招集について  
[審議結果] 全議案を原案どおり承認・決定  
[報告事項] 職務執行状況報告
- 〈第4回〉 [期日・会場] 令和6年2月16日(金) 倉吉市・エキパル倉吉  
[出席状況] 理事9人(欠席4人)、監事1人(欠席1人)  
[議案] 第1号 令和5年度補正予算について  
第2号 各地区育成会・施設(保護者会)への会費徴収等に係る事務協力金の支給について  
第3号 令和6年度事業計画及び予算について

第4号 令和6年度定期(第1回)総会の招集について  
[審議結果] 全議案を原案どおり承認・決定  
[報告事項] 職務執行状況報告

(3) 監事会の開催

[期日・会場] 令和5年5月2日(火) 鳥取市・福祉人材研修センター  
[出席状況] 監事2人、会長(立会)

(4) 正副会長会の開催

〈第1回〉 [期日・会場] 令和5年5月2日(火) 鳥取市・福祉人材研修センター  
[出席状況] 正副会長3名(欠席1人)  
[議題] ①令和4年度事業報告並び決算について  
②令和4年度公益目的支出計画実施報告書について  
③令和5年度補正予算について  
④役員を選任について  
⑤令和5年度共同募金助成の申請について  
〈第2回〉 [期日・会場] 令和6年2月5日(月) 倉吉市・倉吉体育文化会館  
[出席状況] 正副会長4名  
[議題] ①令和5年度第4回理事会の議案等について

(5) 部会(組織、事業、本人支援、合同)の開催 なし

(6) 総会のあり方(議決権を有する会員の見直し)に関する説明会の開催

東部地区 [期日・会場] 令和6年3月8日(金) 鳥取市・さわやか会館  
[参加者] 12人(会員・役員)  
中部地区 [期日・会場] 令和6年3月6日(木) 倉吉市・倉吉体育文化会館  
[参加者] 12人(会員・役員)  
西部地区 [期日・会場] 令和6年3月12日(火) 米子市・米子コンベンションセンター  
[参加者] 13人(会員・役員)

※事業名の内《実施事業》の表記については、公益法人改革に伴う一般社団法人への移行のため公益目的支出計画に定められた事業で、基本的に継続して実施することが必要であるもの。

**2 研修事業の実施**

(1) 権利擁護勉強会の開催 《実施事業》 <共同募金助成事業>

[期日・会場] 令和5年6月7日(水) 倉吉市・倉吉未来中心  
[参加者] 109人  
[内容] 講演1「成年後見制度の今後の動き～私たちが今やるべきこと～」  
講師 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長 久保厚子氏  
講演2「意思決定支援を踏まえた後見活動と支援を通して見える課題」  
講師 一般社団法人権利擁護ネットワークほうき 事務局長 平林和宏氏

(2) 家族支援プロジェクトワークショップの開催 《実施事業》

①検討会の開催 ※中止

[期日・会場] (令和6年3月19日(火) 倉吉市・倉吉未来中心)

②ワークショップの開催

[期日・会場] 令和5年5月29日(月) 岩美町・岩美すこやかセンター

[参加者] 14人

[ファシリテーター] 東部心身障害児者育成会 湯川みちよ氏

### 3 社会啓発事業の実施

(1) 会報の発行と情報提供 《実施事業》

①会報「育成とっとり県」の発行

第51号 令和5年9月30日発行 2,000部

第52号 令和6年2月29日発行 2,000部

- ・編集会議 第1回 令和5年 5月16日(火) 倉吉市・倉吉体育文化会館
- 第2回 令和5年 8月 8日(火) 倉吉市・倉吉体育文化会館
- 第3回 令和6年 1月16日(火) 倉吉市・倉吉体育文化会館

②ホームページ等による情報提供

③ホームページのリニューアル

(2) 令和5年度県民総合福祉大会の共催

[期日・会場] 令和5年8月31日(木) 倉吉市・倉吉未来中心

[内 容] ・表彰式

・活動発表：NPO法人ピアサポートつむぎ 代表 河本純子

・アトラクション：鳥取県フォークダンス連盟

・記念講演：「いつまでもいきいき元気に！健康寿命を延ばす簡単筋トレ法」

講師 順天堂大学先任准教授 谷本道哉氏

・実行委員会 第1回 令和5年4月 6日(木) 鳥取市・福祉人材研修センター

第2回 令和6年2月20日(火) 鳥取市・福祉人材研修センター

・事務局長会 第1回 令和5年4月 6日(木) 鳥取市・福祉人材研修センター

第2回 令和5年7月21日(金) 倉吉市・倉吉未来中心

第3回 令和6年2月20日(火) 鳥取市・福祉人材研修センター

(3) 知的障がいに対する理解促進と啓発

①リーフレット「知ってほしい知的障がい」の配布等により理解促進を図る。

②知的障がい児者理解啓発キャラバン隊による啓発 ※実施なし

### 4 社会参加促進事業の実施

(1) 第26回鳥取県手をつなぐスポーツ祭りの開催 《実施事業》

東部大会 [期日・会場] 令和5年11月18日(土) 鳥取市・鳥取産業体育館

[参加者] 232人

[内 容] レインボーシャワー、ナイス・ストライク、いいものみつけ！  
レクリエーション

・実行委員会 第1回 令和5年 4月20日(木) 鳥取市・さわやか会館

・競技委員会 第1回 令和5年 5月25日(木) 鳥取市・さわやか会館

第2回 令和5年 7月27日(木) 鳥取市・さわやか会館

		第3回	令和5年10月31日(火)	鳥取市・さわやか会館
		第4回	令和6年 2月28日(水)	鳥取市・さわやか会館
中部大会	[期日・会場]		令和5年10月28日(土)	湯梨浜町・ハワイ夢広場他
	[参加者]		218人	
	[内容]		ウォークラリー(チェックポイントでフライングディスク、 グラウンドゴルフ、わなげを実施)	
	・実行委員会	第1回	令和5年 5月24日(水)	倉吉市・倉吉福祉センター
	・競技委員会	第1回	令和5年 7月10日(月)	倉吉市・倉吉福祉センター
		第2回	令和5年 8月28日(月)	倉吉市・倉吉福祉センター
		第3回	令和5年10月12日(木)	倉吉市・倉吉福祉センター
		第4回	令和6年 2月 7日(水)	倉吉市・倉吉福祉センター
西部大会	[期日・会場]		令和5年11月11日(土)	米子市・米子産業体育館
	[参加者]		362人	
	[内容]		ボッチャ、みんなで走ろう!、玉入れ、レクリエーション、 何が当たるかな?	
	・実行委員会	第1回	令和5年 5月23日(火)	米子市・米子コンベンションセンター
		第2回	令和5年 7月18日(火)	米子市・米子コンベンションセンター
	・競技委員会	第1回	令和5年 7月 7日(金)	米子市・米子コンベンションセンター
		第2回	令和5年 8月22日(火)	米子市・米子コンベンションセンター
		第3回	令和5年10月25日(水)	米子市・米子コンベンションセンター
		第4回	令和5年12月20日(水)	米子市・米子コンベンションセンター

## (2) 第14回ふれんず大会の開催 《実施事業》

[期日・会場] 令和5年9月23日(土) 琴浦町・まなびタウンとうはく

[参加者] 33名

[内容] フラワーアレンジメント

- ・実行委員会(本人部会) 第1回 令和5年 7月 2日(日) 琴浦町・まなびタウンとうはく
- 第2回 令和5年 7月30日(日) 琴浦町・まなびタウンとうはく
- 第3回 令和5年 9月10日(日) 琴浦町・まなびタウンとうはく

## (3) 知的障がい児(者)レクリエーション教室の開催 《実施事業》

鳥取県の補助事業として、在宅の知的障がい者の地域における社会参加と自立の促進を図るため、各地区育成会を通じて次の事業を実施した。

- ・東部地区・・・ボウリング大会・永年勤続表彰、1日レクリエーション、創作・余暇・アート活動、調理実習
- ・中部地区・・・花寄せ植え体験、果物狩り体験、リース作り
- ・西部地区・・・クリスマス会、レクリエーション、w a i w a i フェスティバル

## 5 県委託事業の実施

### (1) 親亡き後の安心サポート体制構築事業

①「安心サポートファイル」(あいサポートファイルとっとり)説明会の開催

出張説明会・・・回数：6回 参加者数：95人

本会主催・・・回数：6回 参加者数：76人

②あいサポートファイルとっとり普及研修・相談会の実施

[期日・会場] 令和6年3月6日(水) 倉吉市・倉吉体育文化会館

- [参加者] 12人  
[内 容] 「あいサポートファイルの記入について」  
講師 あいサポートファイルとっとり コーディネーター  
鳥取県手をつなぐ育成会 会長 大谷喜博氏

③障がい者安心サポート体制検討委員会の開催

- 第1回 令和5年 7月 4日(火) 倉吉市・伯耆しあわせの郷  
第2回 令和5年 9月 28日(木) 倉吉市・倉吉体育文化会館  
第3回 令和6年 1月 23日(火) 倉吉市・倉吉未来中心

(2) 知的障害者相談員活動強化事業

①知的障害者相談員活動強化研修会の開催

- [期日・会場] 令和6年3月6日(水) 倉吉市・倉吉体育文化会館  
[参加者] 17人(相談員13人、市町村担当課職員1人、役員3人)  
[内 容] 「支援センターの役割と相談事例の紹介」  
講師 障がい者支援センターそよかぜ 所長 河内富裕美氏  
中部障がい者地域生活支援センター  
相談支援専門員 河本和幸氏

**6 各種助成事業の実施**

(1) 第56回三交会(保護者研修会)の開催への助成

- [期日・会場] 令和5年6月22日(木) 湯梨浜町・国民宿舎「水明荘」  
[担 当] 米子市手をつなぐ育成会  
[参加者] 54人  
[内 容] 「鳥取県における障害福祉サービスの状況について」  
講師 鳥取県障がい福祉課 主事 東口卓央氏

(2) 地区ふれあい研修会への助成

- 東部地区 [期日・会場] 令和6年3月16日(土) 鳥取市・さざんか会館  
[参加者] 30人  
[内 容] 「防災について」  
中部地区 [期日・会場] 令和6年1月14日(日) 倉吉市・倉吉未来中心  
[参加者] 30人  
[内 容] 「呼吸と瞑想と私」  
西部地区 [期日・会場] 令和6年2月16日(金) 米子市・米子産業体育館  
[参加者] 32人  
[内 容] 「成年後見制度と意思決定支援について」「フィットネス体験」等

(3) 地区育成会への助成

県内7地区育成会に対し、地区育成会活動振興のため助成を行った。

(4) セミナー等への派遣の助成

これからの育成会活動の活性化を図るため、全国手をつなぐ育成会連合会等が主催するセミナー等へ派遣し、その費用の助成を行った。

- ①全育連主催「第14回権利擁護セミナー(in 島根)」  
[人 数] 1人



## 7 連絡調整事業の実施

### (1) 全国手をつなぐ育成会連合会との連携・協力

- ①全国手をつなぐ育成会連合会関係会議等への出席
  - ・通常総会  
令和5年6月29日(木) 東京都
  - ・代表者、事務局長合同会議  
令和6年3月14日(木) オンライン開催
- ②第8回全国手をつなぐ育成会連合会全国大会愛媛大会及びすまいる大会(本人大会)への参加(中四国大会併催)  
令和6年1月27日(土) 愛媛県松山市
- ③第14回権利擁護セミナー(in 島根)への参加  
令和5年11月7日(火) 島根県松江市(ハイブリット開催+DVD頒布)
- ④令和5年度事業所協議会全国研修大会  
令和6年2月24日(土) 長崎県長崎市
- ⑤育成会フォーラム及び行政説明会への参加  
令和6年3月下旬～5月12日(日) 動画配信
- ⑥啓発キャラバン隊研修会  
令和5年9月26日(火) 北海道札幌市(ハイブリット開催)
- ⑦全国育成会連合会賛助会員(機関誌「手をつなぐ」の購読)への加入促進  
全国手をつなぐ育成会連合会発行の月刊機関誌「手をつなぐ」購読を本会会員、関係団体等に斡旋をした。

### (2) 中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会との連携・協力

- ①第11回をつなぐ育成会連合会中国・四国大会愛媛大会及びすまいる大会(本人大会)への参加(全国大会併催)  
令和6年1月27日(土) 愛媛県松山市
- ②令和5年度中国・四国地区手をつなぐ育成会代表者会議への出席
  - 第1回 令和5年 5月23日(火) 愛媛県松山市
  - 第2回 令和5年 8月23日(水) 岡山県岡山市
  - 第3回 令和5年12月 5日(火) 岡山県岡山市
  - 第4回 令和6年 3月21日(木) オンライン

### (3) 関係団体との連携・協力等

- ①第52回中国地区知的障害関係施設長会議への出席  
令和5年 4月27日(木) 倉吉市・倉吉未来中心
- ②鳥取県障がい者スポーツ協会関係会議への出席
  - ・鳥取県障がい者スポーツ強化指定選手・団体認定証授与式  
令和5年 5月 6日(土) 鳥取市・ノバリア
  - ・理事会 第1回 令和5年 6月14日(水) 鳥取市・白兔会館  
臨 時 令和5年 6月28日(水) 鳥取市・白兔会館
  - ・定時総会 令和5年 6月28日(水) 鳥取市・白兔会館
  - ・全国障害者スポーツ大会鳥取県選手団結団式  
令和5年 9月29日(金) 鳥取市・鳥取産業体育館
  - ・表彰選考委員会 令和6年 1月25日(木) 鳥取市・ノバリア
  - ・表彰式 令和6年 3月 2日(土) 鳥取市・白兔会館

- ③鳥取県人権文化センター一定時総会  
令和5年 5月29日(月) 鳥取市・県民ふれあい会館
- ④第58回鳥取県肢体不自由児者父母の大会への出席  
令和5年10月28日(土) 米子市・県立武道館
- ⑤あいサポートとっとりフォーラム24への出席  
令和6年 1月 6日(土)・7日(日) 米子市・米子コンベンションセンター
- ⑥鳥取県障害者社会参加推進協議会  
令和6年 3月 6日(水) 鳥取市・県民ふれあい会館

## 8 鳥取県手をつなぐ育成会保護者互助会事業の実施

鳥取県手をつなぐ育成会が運営する保護者互助会事業として、知的障がいのある人が、病気やケガで入院し、付添介護等を必要とした場合、保護者の経済的負担を少しでも軽減するため、相互扶助として次の事業を実施した。

### (1) 加入者状況

加入者数 299人 (うち新規加入者 2人)

### (2) 給付状況

	令和5年度		備考
	件数	金額(円)	
付添介護料	1	32,000	
入院見舞金	19	380,000	
弔慰金	5	150,000	
脱会一時金	7	210,000	
合計	26	772,000	

### (3) 運営委員会の開催

- 〈第1回〉 [期日・会場] 令和5年12月18日(月) 倉吉市・倉吉福祉センター  
[内 容] ①資格の喪失について  
②保護者互助会規程の一部改正について
- 〈第2回〉 [期日・会場] 令和6年2月16日(金) 倉吉市・エキパル倉吉  
[内 容] ①新型コロナウイルス感染症特例給付金について  
②保護者互助会規程の一部改正について

### (4) 給付審査会の開催

- 〈第1回〉 [期日・会場] 令和6年1月26日(金) ※書面開催  
[内 容] ①給付審査について
- 〈第2回〉 [期日・会場] 令和6年3月25日(月) ※書面開催  
[内 容] ①給付審査について

### (5) 専門部会の開催 ※実施なし

### (6) 第28回全国知的障害者互助会連絡協議会

[期日・会場] 令和5年12月4日(月) 広島市・ホテルグランヴィア広島

- [内 容] ①令和元年度～4年度事業報告及び決算報告について  
 ②令和5年度事業計画及び予算(案)について  
 ③互助会活動の取組状況について

## 9 表彰の実施

### (1) 功労者の顕彰(県育成会推薦関係) <敬称略・順不同>

#### ①鳥取県手をつなぐ育成会会長表彰・感謝

[功労者表彰] 5人

有田 雪江(鳥取市)	稲村久美枝(鳥取市)
森灘 瑞穂(米子市)	松本美津恵(若桜町)
山口由企夫(若桜町)	

[感謝] 10人

山田 輝男(若竹の家)	竹内 陽子(祥福園)
武田 知典(祥福園)	赤江 剛(わかとり作業所)
渡邊 裕介(セルフひの)	生田すえ子(祥福園)
信瀬 薫(わかとり作業所)	村木 凌(鹿野第二かちみ園)
森本 朋哉(鹿野第二かちみ園)	前田 啓貴(鹿野かちみ園)

[芸術・文化、スポーツ表彰] 1人

福島 操(鹿野第二かちみ園)

#### ②中国・四国地区手をつなぐ育成会連合会表彰 1人

[一般] 松島 信子(鳥取市)

[すまいる] なし

#### ③全国手をつなぐ育成会連合会会長表彰 なし

#### ④鳥取県社会福祉協議会会長表彰 5人

[表彰] 金崎貴美枝(鳥取市)	岸野 博(鳥取市)
岩吉 清子(米子市)	石井いづみ(倉吉市)
高垣 英子(岩美町)	

#### ⑤鳥取県知事表彰 1人

[表彰] 橋本 郁子(岩美町)

#### ⑥全国社会福祉協議会会長表彰 なし

#### ⑦厚生労働大臣表彰 なし

### (2) 表彰審査会の開催 ※書面開催

<第1回> [期 日] 令和5年6月7日(水)

[内 容] 県社協会長表彰、県育成会会長表彰

## 10 予算要望の実施

### (1) 令和6年度に向けた鳥取県社会福祉制度・予算等に係る県への要望(県社協、福祉団体合同)

①障がい者安心サポート体制構築事業について

②障がい者専用避難所の設置について

<県知事> 令和5年 9月 1日(金) 鳥取市・鳥取県庁

<県議会議長> 令和5年 9月12日(火) 鳥取市・鳥取県庁

<県関係部・課長との意見交換会>

令和5年10月23日(月) 鳥取市・鳥取県庁

## 【県からの回答】

### ①障がい者安心サポート体制構築事業について

親亡き後のサポート体制の充実・強化を図るため、引き続き、安心サポートファイルの更なる普及拡大や関係機関との連携調整を担うコーディネーター配置等に対するサポート体制の構築のほか、安心サポート体制構築事業の検討委員会の取組（ファイルの普及活用の拡大、活用方策の改善等）に対し支援していきます。

さらに、地域生活支援拠点について、各市町村（圏域）で各機能の対応等に差がみられる現状も踏まえ、各機能の実効性を高めるための方策等について、今後、県地域自立支援協議会において議論していきます。

### ②障がい者専用避難所の設置について

障がい者など災害発生時に配慮が必要な方の避難に当たっては、県地域防災計画において市町村が福祉避難所の設置や直接避難できるよう努めることについて記載しており、一般避難所での専用スペースでの受入を含め、適切な受入環境の整備について市町村への働きかけや技術支援を行います。

個別避難計画の策定については、各市町村において災害の危険がある地域に居住する等優先度の高い者から作成を進めており、県では、作成に係る先進事例等を紹介するとともに、作成に要する経費（5千円／1計画）や作成の助言を行う講師の派遣（50千円／1市町村）について助成をして、市町村を支援しているところです。引き続き、県においても「支え愛マップ」づくり（県社会福祉協議会を通じて自治会を支援）等を通じた地域による要配慮者の避難支援の促進を図り、個別避難計画策定を推進します。

避難所運営に当たって、県では「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を策定し、多様な人に配慮した生活環境の整備を市町村に依頼しているほか、「福祉避難所及び福祉避難スペース確保・運営対策指針」により、福祉避難所等の確保と早期開設や、知的障がいや行動障害などで配慮が必要な方への適切な対応を市町村にお願いしています。

避難所や福祉避難所の整備に関して、市町村が行う指定福祉避難所の防災対策に係る経費の緊急防災・減災事業債の積極的な活用について市町村に案内しているほか、県防災・危機管理対策交付金及び単県補助制度（平成29年度から）により市町村の福祉避難所での資機材整備を支援しています。

## （2）政党派への予算要望（県社協、福祉団体合同）

令和5年12月20日（水） 鳥取市・鳥取県庁

## （3）全国育成会連合会との連携による国への制度・予算要望

## 11 その他

### （1）社会的責任の遂行

- ①あいサポート団体認定 認定日：令和4年1月19日
- ②とっとりSDGsパートナー 認定日：令和5年3月9日

# 令和5年度 決算書(案)

貸借対照表

貸借対照表内訳表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

財産目録

財務諸表に対する注記

**【参考】**事業別収支計算書(総括)

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会

# 貸借対照表

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	41,398,787	42,392,586	△ 993,799
<b>流動資産合計</b>	<b>41,398,787</b>	<b>42,392,586</b>	<b>△ 993,799</b>
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
<b>特定資産合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>41,398,787</b>	<b>42,392,586</b>	<b>△ 993,799</b>
II 負債の部			
流動負債			
預り金	207,300	0	207,300
預り補助金等	581,250	352,896	228,354
<b>流動負債合計</b>	<b>788,550</b>	<b>352,896</b>	<b>435,654</b>
固定負債			
<b>固定負債合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>負債の部合計</b>	<b>788,550</b>	<b>352,896</b>	<b>435,654</b>
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	0	0	0
2 一般正味財産	40,610,237	42,039,690	△ 1,429,453
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
<b>正味財産の部合計</b>	<b>40,610,237</b>	<b>42,039,690</b>	<b>△ 1,429,453</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>41,398,787</b>	<b>42,392,586</b>	<b>△ 993,799</b>

## 貸借対照表(内訳表)

令和6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	実施事業等会計					その他会計				法人会計	内部取引消去	合計
	研修事業	社会啓発事業	社会参加事業	共通	小計	互助会事業	その他事業	共通	小計			
<b>I 資産の部</b>												
1. 流動資産												
現金預金	469,325	416,131	8,250,087	0	9,135,543	27,099,994	541,250	0	27,641,244	4,622,000	0	41,398,787
<b>流動資産合計</b>	469,325	416,131	8,250,087	0	9,135,543	27,099,994	541,250	0	27,641,244	4,622,000	0	41,398,787
2. 固定資産												
(1) 特定資産												
<b>特定資産合計</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) その他固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>固定資産合計</b>	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>資産の部合計</b>	469,325	416,131	8,250,087	0	9,135,543	27,099,994	541,250	0	27,641,244	4,622,000	0	<b>41,398,787</b>
<b>II 負債の部</b>												
1. 流動負債												
預り金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	207,300	0	207,300
預り補助金等	40,000	0	0	0	40,000	0	541,250	0	541,250	0	0	581,250
<b>流動負債合計</b>	40,000	0	0	0	40,000	0	541,250	0	541,250	207,300	0	788,550
2. 固定負債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>負債の部合計</b>	40,000	0	0	0	40,000	0	541,250	0	541,250	207,300	0	<b>788,550</b>
<b>III 正味財産の部</b>												
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	429,325	416,131	8,250,087	0	9,095,543	27,099,994	0	0	27,099,994	4,414,700	0	40,610,237
<b>正味財産の部合計</b>	429,325	416,131	8,250,087	0	<b>9,095,543</b>	27,099,994	0	0	<b>27,099,994</b>	<b>4,414,700</b>	0	<b>40,610,237</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	469,325	416,131	8,250,087	0	9,135,543	27,099,994	541,250	0	27,641,244	4,622,000	0	<b>41,398,787</b>

# 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度計	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	20,000	10,000	10,000
受取入会金	20,000	10,000	10,000
受取会費	2,170,000	2,242,000	△ 72,000
正会員受取会費	1,934,000	2,000,000	△ 66,000
団体会員受取会費	105,000	110,000	△ 5,000
賛助会員受取会費	131,000	132,000	△ 1,000
受取掛金	3,246,000	3,624,000	△ 378,000
受取掛金	3,246,000	3,624,000	△ 378,000
受取補助金等	5,029,680	2,690,939	2,338,741
受取地方公共団体補助金	4,360,000	2,160,000	2,200,000
受取市町村負担金	438,000	0	438,000
受取民間助成金	231,680	530,939	△ 299,259
受取委託金	3,372,750	3,742,104	△ 369,354
受取委託金	3,372,750	3,742,104	△ 369,354
受取負担費	137,500	0	137,500
受取地区負担金	137,500	0	137,500
雑収益	672	55,536	△ 54,864
受取利息	672	676	△ 4
雑収益	0	54,860	△ 54,860
<b>経常収益計</b>	<b>13,976,602</b>	<b>12,364,579</b>	<b>1,612,023</b>
(2) 経常費用			0
事業費	13,241,548	9,629,563	3,611,985
給料手当	2,302,400	2,302,400	0
会議費	364,354	30,771	333,583
旅費交通費	515,366	291,420	223,946
通信運搬費	435,281	308,608	126,673
消耗品費	1,332,988	157,034	1,175,954
印刷製本費	1,206,799	774,801	431,998
使用料・賃借料	540,468	221,406	319,062
保険料	24,444	1,680	22,764
諸謝金	373,000	305,000	68,000
租税公課	600	0	600
支払負担金	325,295	313,910	11,385
支払助成金	1,824,906	1,900,249	△ 75,343
支払給付金	722,000	640,000	82,000
委託費	3,156,000	2,316,000	840,000
手数料	117,647	66,284	51,363
管理費	2,164,507	2,234,802	△ 70,295
給料手当	575,600	575,600	0
会議費	4,608	9,446	△ 4,838
旅費交通費	364,920	446,320	△ 81,400
通信運搬費	181,660	84,525	97,135
消耗品費	11,600	206,861	△ 195,261
印刷製本費	115,504	112,980	2,524
使用料・賃借料	56,100	59,815	△ 3,715
諸謝金	137,500	148,500	△ 11,000
租税公課	10,600	10,000	600
支払負担金	115,645	120,330	△ 4,685
支払分担金	486,000	389,000	97,000
支払参加費	22,500	20,000	2,500
手数料	52,470	51,425	1,045
慶弔費	29,800	0	29,800
<b>経常費用計</b>	<b>15,406,055</b>	<b>11,864,365</b>	<b>3,541,690</b>



## 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度計	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,429,453	500,214	△ 1,929,667
当期経常増減額	△ 1,429,453	500,214	△ 1,929,667
<b>2. 経常外増減の部</b>			0
(1) 経常外収益			
経常外収益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用	0	0	0
特定資産積立費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計からの繰入額	187,773	260,217	△ 72,444
他会計への繰出額	187,773	260,217	△ 72,444
当期一般正味財産増減額	△ 1,429,453	500,214	△ 1,929,667
一般正味財産期首残高	42,039,690	41,539,476	500,214
一般正味財産期末残高	40,610,237	42,039,690	△ 1,429,453
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			0
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>40,610,237</b>	42,039,690	△ 1,429,453

正味財産増減計算書(内訳表)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内訳引除	合計
	研修 事業	社会啓発 事業	社会参加 事業	小計	互助会 事業	その他 事業	小計			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取入会金	0	0	0	0	20,000	0	20,000	0		20,000
受取入会金	0	0	0	0	20,000	0	20,000	0		20,000
受取会費	0	0	0	0	0	320,602	320,602	1,849,398		2,170,000
正会員受取会費	0	0	0	0	0	320,602	320,602	1,613,398		1,934,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	105,000		105,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	131,000		131,000
受取掛金	0	0	0	0	3,246,000	0	3,246,000	0		3,246,000
受取掛金	0	0	0	0	3,246,000	0	3,246,000	0		3,246,000
受取補助金等	110,000	260,000	4,238,000	4,608,000	0	421,680	421,680	0		5,029,680
県育成会補助金(公)	0	260,000	0	260,000	0	300,000	300,000	0		560,000
レク開催事業補助金(公)	0	0	1,400,000	1,400,000	0	0	0	0		1,400,000
スポーツ祭補助金(公)	0	0	2,200,000	2,200,000	0	0	0	0		2,200,000
本人大会補助金(公)	0	0	200,000	200,000	0	0	0	0		200,000
受取市町村負担金	0	0	438,000	438,000	0	0	0	0		438,000
民間財団等助成金収益(民)	0	0	0	0	0	121,680	121,680	0		121,680
共同募金配分金収益(民)	110,000	0	0	110,000	0	0	0	0		110,000
受取委託金	0	0	0	0	0	3,372,750	3,372,750	0		3,372,750
受取委託金	0	0	0	0	0	3,372,750	3,372,750	0		3,372,750
受取負担金	0	0	137,500	137,500	0	0	0	0		137,500
受取負担金	0	0	137,500	137,500	0	0	0	0		137,500
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	672		672
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	672		672
<b>経常収益計</b>	110,000	260,000	4,375,500	<b>4,745,500</b>	3,266,000	4,115,032	<b>7,381,032</b>	<b>1,850,070</b>		<b>13,976,602</b>
(2) 経常費用										
事業費	744,037	1,631,242	5,720,896	8,096,175	1,050,615	4,094,758	5,145,373			13,241,548
給料手当	575,600	287,800	1,151,200	2,014,600	86,340	201,460	287,800			2,302,400
会議費	1,798	3,060	347,972	352,830	4,242	7,282	11,524			364,354
旅費交通費	21,080	51,120	228,616	300,816	131,950	82,600	214,550			515,366
通信運搬費	16,728	45,765	141,718	204,211	26,008	205,062	231,070			435,281
消耗品費	4,100	3,000	990,072	997,172	4,000	331,816	335,816			1,332,988
印刷製本費	33,495	359,017	639,742	1,032,254	13,650	160,895	174,545			1,206,799
使用料・賃借料	25,235	42,672	398,571	466,478	17,475	56,515	73,990			540,468
保険料	0	0	24,444	24,444	0	0	0			24,444
諸謝金	50,000	0	146,000	196,000	0	177,000	177,000			373,000
租税公課	0	0	0	0	0	600	600			600
支払負担金	12,846	11,828	58,120	82,794	3,548	238,953	242,501			325,295
支払助成金	2,000	0	1,529,801	1,531,801	0	293,105	293,105			1,824,906
支払給付金	0	0	0	0	722,000	0	722,000			722,000
委託費	0	825,000	0	825,000	0	2,331,000	2,331,000			3,156,000
手数料	1,155	1,980	64,640	67,775	41,402	8,470	49,872			117,647
管理費								2,164,507		2,164,507
給料手当								575,600		575,600
会議費								4,608		4,608
旅費交通費								364,920		364,920
通信運搬費								181,660		181,660
消耗品費								11,600		11,600
印刷製本費								115,504		115,504
使用料・賃借料								56,100		56,100
諸謝金								137,500		137,500
支払負担金								115,645		115,645
支払分担金								486,000		486,000
支払参加費								22,500		22,500
手数料								52,470		52,470
慶弔費								29,800		29,800
租税公課								10,600		10,600
<b>経常費用計</b>	744,037	1,631,242	5,720,896	<b>8,096,175</b>	1,050,615	4,094,758	<b>5,145,373</b>	<b>2,164,507</b>		<b>15,406,055</b>

## 正味財産増減計算書(内訳表)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引控除	合計
	研修 事業	社会啓発 事業	社会参加 事業	小計	互助会 事業	その他 事業	小計			
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 634,037	△ 1,371,242	△ 1,345,396	△ 3,350,675	2,215,385	20,274	2,235,659	△ 314,437		△ 1,429,453
当期経常増減額	△ 634,037	△ 1,371,242	△ 1,345,396	<b>△ 3,350,675</b>	2,215,385	20,274	<b>2,235,659</b>	<b>△ 314,437</b>		<b>△ 1,429,453</b>
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	0	△ 20,274	△ 20,274	20,274		0
他会計からの繰入額	0	0	167,499	167,499	0		0	20,274		187,773
他会計への繰出額	0	0	167,499	167,499	0	20,274	20,274	0		187,773
当期一般正味財産増減額	△ 634,037	△ 1,371,242	△ 1,345,396	△ 3,350,675	2,215,385	0	2,215,385	△ 294,163		△ 1,429,453
一般正味財産期首残高	1,063,362	1,787,373	9,595,483	12,446,218	24,884,609	0	24,884,609	4,708,863		42,039,690
一般正味財産期末残高	429,325	416,131	8,250,087	9,095,543	27,099,994	0	27,099,994	4,414,700		40,610,237
<b>II 指定正味財産増減の部</b>							0			
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	429,325	416,131	8,250,087	<b>9,095,543</b>	27,099,994	0	<b>27,099,994</b>	<b>4,414,700</b>		<b>40,610,237</b>

# 財産目録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	普通預金	運営資金	9,958,787
	山陰合同銀行湖山出張所(9368)		5,705,080
	山陰合同銀行湖山出張所(9384)		1,644,558
	山陰合同銀行湖山出張所(9417)		2,609,149
	定期預金		31,440,000
	山陰合同銀行湖山出張所(7383)		400,000
	山陰合同銀行湖山出張所(7403)		31,040,000
	郵便振替		0
	01340-3-39343		0
未収会費			0
			0
未収金			0
			0
仮払金			0
			0
<b>流動資産合計</b>			<b>41,398,787</b>
2. 固定資産			
(1) 特定資産			0
(2) その他の固定資産			0
<b>固定資産合計</b>			<b>0</b>
<b>資産の部合計</b>			<b>41,398,787</b>
II 負債の部			
1. 流動負債			
前受金			0
預り金			207,300
	能登半島地震義援金		207,300
預り補助金等			581,250
	R5相談員活動強化事業委託料	鳥取県へ返納	161,993
	R5安心サポート体制構築事業委託料	鳥取県へ返納	379,257
	R5共同募金助成金	鳥取県共募へ返納	40,000
<b>流動負債合計</b>			<b>788,550</b>
2. 固定負債			
<b>固定負債合計</b>			
<b>負債合計</b>			<b>788,550</b>
<b>正味財産合計</b>			<b>40,610,237</b>
<b>負債及び正味財産の部合計</b>			<b>41,398,787</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1 重要な会計方針

(1) 一般社団法人の移行に伴い、公益法人会計基準(平成20年4月11日・内閣府公益認定等委員会)を採用している。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却は、定額法による。(現在、償却を要する固定資産の保有はない)

### (3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式による。

### 2 特定資産の増減額及びその残高

特定資産の保有はない。

### 3 特定資産の財源等の内訳

特定資産の保有はない。

### 4 引当金計上の内訳

引当金の計上はない。

### 5 補助金等の内訳及び交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称		交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 <sup>※1</sup>	貸借対照表上の記載区分
委託金	知的障害者相談員活動強化事業	鳥取県	155,896	403,000	396,903	161,993	流動負債
	障がい者安心サポート体制構築事業	鳥取県	0	3,511,000	3,131,743	379,257	流動負債
補助金	手をつなぐスポーツ祭り開催事業	鳥取県・市町	0	2,638,000	2,638,000	0	
	知的障がい者本人大会開催事業	鳥取県	0	200,000	200,000	0	
	レクリエーション教室開催事業費	鳥取県	87,000	1,400,000	1,487,000	0	
	手をつなぐ育成会等補助金	鳥取県	0	560,000	560,000	0	
助成金	権利擁護事業	鳥取県共募	110,000	150,000	220,000	40,000	流動負債
	機関紙取扱事業助成金	全国育成会	0	121,680	121,680	0	
合 計			352,896	8,983,680	8,755,326	581,250	流動負債

※1 各補助金等の当期末残高は、全額「預り補助金」勘定に計上し、翌年度各交付者に返金するものとする

## 附属明細書

### 1 特定資産の明細

特定資産の明細については、財務諸表の注記に記載をしているので内容の記載を省略する。

### 2 引当金の明細

引当金の明細については、財務諸表の注記に記載をしているので内容の記載を省略する。

令和5年度事業別収支計算書（明細書）

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで


（単位：円）


経理区分	事業区分	事業内容	事業活動 収入計	事業活動 支出計	当期収支差額
実施事業 等会計	研修事業	権利擁護事業	110,000	443,863	△ 333,863
		家族支援ワークショップ	0	300,174	△ 300,174
	社会啓発事業	育成とっとり会報発行事業	260,000	1,631,242	△ 1,371,242
	社会参加事業	スポーツ祭り事業	2,775,500	3,621,036	△ 845,536
		本人大会事業	200,000	532,361	△ 332,361
		レクリエーション開催事業	1,400,000	1,567,499	△ 167,499
小計			<b>4,745,500</b>	<b>8,096,175</b>	<b>△ 3,350,675</b>
その他 会計	その他事業	相談員推進活動研修事業	241,007	241,007	0
		助成事業（三交会等）	317,147	317,147	0
		セミナー研修等派遣事業	31,517	31,517	0
		安心サポート体制構築事業	3,131,743	3,131,743	0
		機関誌取扱事業	121,680	101,406	20,274
		県民総合福祉大会（表彰）	271,938	271,938	0
	互助会事業	保護者互助会	3,266,000	1,050,615	2,215,385
小計			<b>7,381,032</b>	<b>5,145,373</b>	<b>2,235,659</b>
法人会計	法人会計	事務諸費	1,189,203	1,189,203	0
		総会・理事会等	457,249	457,249	0
		慶弔費・分担金等	203,618	518,055	△ 314,437
小計			<b>1,850,070</b>	<b>2,164,507</b>	<b>△ 314,437</b>
合 計			<b>13,976,602</b>	<b>15,406,055</b>	<b>△ 1,429,453</b>

## 監査報告

令和6年5月2日

一般社団法人 鳥取県手をつなぐ育成会  
会長 大谷喜博 様

監事 岩吉清子 

監事 吉田英明 

私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事業所において業務及び財産の状況並びに公益目的支出計画の実施の状況を調査いたしました。さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行いました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書）並びに公益目的支出計画実施報告書について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

#### (2) 計算関係書類の監査結果

- 一 計算関係書類は、法人の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

#### (3) 公益目的支出計画実施報告書は、法令及び定款に従い法人の公益目的支出計画の実施の状況を正しく示しているものと認めます。

以上



## 議案第 2 号

### 令和 6 年度補正予算について

---

(提案理由)

令和 6 年 3 月 1 9 日開催の令和 5 年度臨時（第 2 回）総会で令和 6 年度予算の承認をいただいたところです。この度、令和 5 年度決算に伴い正味財産期末残高が確定することから、令和 6 年度予算の一般正味財産期首残高に変更が生じることとなりました。

また、県委託事業「知的障害者相談員活動強化事業」の委託料が、当初予定額より増額となったため、定款第 9 章第 3 8 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり承認願いたい。

<資料>

・令和 6 年度補正予算書（案） P 2 4 ~ 2 7

#### 参考

定款 第 9 章 資産及び会計

（事業計画及び収支予算）

第 3 8 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

## 令和6年度補正予算書(案)

令和6年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算	補正後予算額	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	50,000	50,000	0
受取入会金	50,000	50,000	0
受取会費	2,202,000	2,202,000	0
正会員会員受取会費	1,960,000	1,960,000	0
団体会員受取会費	110,000	110,000	0
賛助会費受取会費	132,000	132,000	0
受取掛金	3,660,000	3,660,000	0
受取掛金	3,660,000	3,660,000	0
受取補助金等	5,049,000	5,049,000	0
受取地方公共団体補助金	4,798,000	4,798,000	0
受取民間助成金	251,000	251,000	0
受取委託金	4,010,000	4,040,000	30,000
受取委託金	4,010,000	4,040,000	30,000
受取負担金	150,000	150,000	0
受取負担金	150,000	150,000	0
雑収益	101,000	101,000	0
受取利息	30,000	30,000	0
雑収益	71,000	71,000	0
<b>経常収益計</b>	15,222,000	15,252,000	30,000

# 令和6年度補正予算書(案)

令和6年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当初予算	補正後予算額	増減
(2)経常費用			
事業費	18,542,000	18,572,000	30,000
給料手当	2,521,000	2,521,000	0
会議費	573,000	573,000	0
旅費交通費	1,259,000	1,259,000	0
通信運搬費	431,000	431,000	0
消耗品費	1,164,000	1,164,000	0
印刷製本費	1,352,000	1,352,000	0
使用料・賃借料	689,000	689,000	0
保険料	60,000	60,000	0
諸謝金	702,000	702,000	0
租税公課	0	0	0
支払負担金	346,000	346,000	0
支払助成金	2,171,000	2,171,000	0
支払参加費	10,000	10,000	0
支払分担金	10,000	10,000	0
支払給付金	4,500,000	4,500,000	0
委託費	2,558,000	2,588,000	30,000
手数料	196,000	196,000	0
管理費	2,841,000	2,841,000	0
給料手当	576,000	576,000	0
会議費	32,000	32,000	0
旅費交通費	731,000	731,000	0
通信運搬費	94,000	94,000	0
消耗品費	18,000	18,000	0
印刷製本費	228,000	228,000	0
使用料・賃借料	132,000	132,000	0
諸謝金	172,000	172,000	0
支払負担金	137,000	137,000	0
支払分担金	429,000	429,000	0
支払参加費	95,000	95,000	0
手数料	76,000	76,000	0
雑費	1,000	1,000	0
慶弔費	100,000	100,000	0
租税公課	20,000	20,000	0
<b>経常費用計</b>	<b>21,383,000</b>	<b>21,413,000</b>	<b>30,000</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 6,161,000	△ 6,161,000	0
基本財産評価損益等			0
特定資産評価損益等			0
投資有価証券評価損益等			0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 6,161,000	△ 6,161,000	0
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用			0
特定資産積立費用	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額			0
当期一般正味財産増減額	△ 6,161,000	△ 6,161,000	0
一般正味財産期首残高	40,023,647	40,610,237	586,590
一般正味財産期末残高	33,862,647	34,449,237	586,590
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			<b>0</b>
受取補助金等			0
一般正味財産への振替額			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高			0
指定正味財産期末残高	0	0	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>33,862,647</b>	<b>34,449,237</b>	<b>586,590</b>

令和6年度補正予算書内訳表(案)  
令和6年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引 控除	合 計
	研修事 業	社会啓 発事業	社会参 加促進 事業	小 計	その他 事業	互助会 事業	小 計			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>										
1. 経常増減の部										
(1) 経常収益										
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取入会金	0	0	0	0	0	50,000	50,000	0	0	50,000
受取会費	0	0	0	0	511,000	0	511,000	1,691,000	0	2,202,000
正会員会員受取会費	0	0	0	0	511,000	0	511,000	1,449,000	0	1,960,000
団体会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	110,000	0	110,000
賛助会員受取会費	0	0	0	0	0	0	0	132,000	0	132,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,660,000	3,660,000	0	0	3,660,000
受取掛金	0	0	0	0	0	3,660,000	3,660,000	0	0	3,660,000
受取補助金等	150,000	260,000	4,238,000	4,648,000	401,000	0	401,000	0	0	5,049,000
受取地方公共団体補助金等	0	260,000	4,238,000	4,498,000	300,000	0	300,000	0	0	4,798,000
受取民間助成金	150,000	0		150,000	101,000	0	101,000	0	0	251,000
受取委託金	0	0	0	0	4,040,000	0	4,040,000	0	0	4,040,000
受取委託金	0	0	0	0	4,040,000	0	4,040,000	0	0	4,040,000
受取負担金	0	0	150,000	150,000	0	0	0	0	0	150,000
受取負担金	0	0	150,000	150,000	0	0	0	0	0	150,000
雑収益	0	0	0	0	0	0	0	101,000	0	101,000
受取利息	0	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000
雑収益	0	0		0	0	0	0	71,000	0	71,000
<b>経常収益計</b>	<b>150,000</b>	<b>260,000</b>	<b>4,388,000</b>	<b>4,798,000</b>	<b>4,952,000</b>	<b>3,710,000</b>	<b>8,662,000</b>	<b>1,792,000</b>	<b>0</b>	<b>15,252,000</b>

令和6年度補正予算書内訳表(案)

令和6年4月1日から翌年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計				その他会計			法人会計	内部取引 控除	合 計
	研修事業	社会啓 発事業	社会参 加促進 事業	小計	その他 事業	互助会 事業	小計			
(2)経常費用										
事業費	630,000	1,041,000	6,797,000	8,468,000	4,949,000	5,155,000	10,104,000		0	18,572,000
給料手当	280,000	280,000	1,459,000	2,019,000	202,000	300,000	502,000		0	2,521,000
会議費	5,000	6,000	492,000	503,000	45,000	25,000	70,000		0	573,000
旅費交通費	83,000	92,000	504,000	679,000	415,000	165,000	580,000		0	1,259,000
通信運搬費	23,000	52,000	154,000	229,000	162,000	40,000	202,000		0	431,000
消耗品費	7,000	10,000	958,000	975,000	184,000	5,000	189,000		0	1,164,000
印刷製本費	33,000	335,000	566,000	934,000	399,000	19,000	418,000		0	1,352,000
使用料・賃借料	35,000	30,000	487,000	552,000	120,000	17,000	137,000		0	689,000
保険料	0	0	60,000	60,000	0	0	0		0	60,000
諸謝金	62,000	0	280,000	342,000	360,000	0	360,000		0	702,000
租税公課	0	0	0	0	0	0	0		0	0
支払負担金	28,000	14,000	55,000	97,000	245,000	4,000	249,000		0	346,000
支払助成金	70,000	0	1,680,000	1,750,000	421,000	0	421,000		0	2,171,000
支払参加費	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払分担金	0	0	0	0	0	10,000	10,000		0	10,000
支払給付金	0	0	0	0	0	4,500,000	4,500,000		0	4,500,000
委託費	0	217,000	0	217,000	2,371,000	0	2,371,000		0	2,588,000
手数料	4,000	5,000	102,000	111,000	25,000	60,000	85,000		0	196,000
管理費								2,841,000	0	2,841,000
給料手当								576,000	0	576,000
会議費								32,000	0	32,000
旅費交通費								731,000	0	731,000
通信運搬費								94,000	0	94,000
消耗品費								18,000	0	18,000
印刷製本費								228,000	0	228,000
使用料・賃借料								132,000	0	132,000
諸謝金								172,000	0	172,000
支払負担金								137,000	0	137,000
支払分担金								429,000	0	429,000
支払参加費								95,000	0	95,000
手数料								76,000	0	76,000
雑費								1,000	0	1,000
慶弔費								100,000	0	100,000
租税公課								20,000	0	20,000
<b>経常費用計</b>	<b>630,000</b>	<b>1,041,000</b>	<b>6,797,000</b>	<b>8,468,000</b>	<b>4,949,000</b>	<b>5,155,000</b>	<b>10,104,000</b>	<b>2,841,000</b>	<b>0</b>	<b>21,413,000</b>
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 480,000	△ 781,000	△ 2,409,000	△ 3,670,000	3,000	△ 1,445,000	△ 1,442,000	△ 1,049,000	0	△ 6,161,000
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価損益等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 480,000	△ 781,000	△ 2,409,000	△ 3,670,000	3,000	△ 1,445,000	△ 1,442,000	△ 1,049,000	0	△ 6,161,000
2. 経常外増減の部										0
(1) 経常外収益										0
経常外収益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用										0
経常外費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定資産積立費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0	△ 3,000	0	△ 3,000	3,000	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 480,000	△ 781,000	△ 2,409,000	△ 3,670,000	0	△ 1,445,000	△ 1,445,000	△ 1,046,000	0	△ 6,161,000
一般正味財産期首残高	429,325	416,131	8,250,087	9,095,543	0	27,099,994	27,099,994	4,414,700	0	40,610,237
一般正味財産期末残高	△ 50,675	△ 364,869	5,841,087	5,425,543	0	25,654,994	25,654,994	3,368,700	0	34,449,237
II 指定正味財産増減の部										0
受取補助金等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	△ 50,675	△ 364,869	5,841,087	5,425,543	0	25,654,994	25,654,994	3,368,700	0	34,449,237

## 議案第3号

### 役員を選任について

---

(提案理由)

理事及び監事は、令和6年度定時総会終結の時をもって任期満了となることから、定款第22条の規定に基づき、別紙のとおり選任願いたい。

<資料>

- ・一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会役員選任表 P29

#### 参考

定款 第5章 役員

(役員を選任)

第22条 この法人の理事は、この法人の正会員又は正会員の代表者の中から総会の決議によって選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員又は正会員の代表者以外の者から選任することを妨げない。

## 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 役員選任表

(1) 理事 10人以上15人以内 (定款第21条1項)

【内規】 7 地区育成会の代表者 (鳥取市・米子市から各2名、倉吉市・境港市・東部・中部・西部から各1名)  
 関係団体の代表者 (鳥取県知的障害者福祉協会・鳥取県特別支援教育研究会・鳥取県施設保護者会連合部会から各1名)  
 学識経験者1名

(2) 監事 2人以内 (定款第21条1項)

(3) 任期 2年 (定款第26条)

任期：令和6年度定時総会終結から令和8年度定時総会終了時			任期：令和4年度定時総会終結から令和6年度定時総会終了時			
No.	役職名	所属・役職名	氏名	役職名	所属・役職名	氏名
①	理事	鳥取市手をつなぐ育成会 顧問	大谷 喜博	理事(会長)	鳥取市手をつなぐ育成会 会長	大谷 喜博
②	理事	鳥取市手をつなぐ育成会 会長	松ノ谷 博	理事(副会長)	鳥取市手をつなぐ育成会 副会長	田中 啓子
③	理事	米子市手をつなぐ育成会 会長	植村 ゆかり	理事(副会長)	米子市手をつなぐ育成会 会長	植村 ゆかり
④	理事	米子市手をつなぐ育成会 副会長	永井 敬子	理事	米子市手をつなぐ育成会 副会長	永井 敬子
⑤	理事	倉吉市手をつなぐ育成会 会長	米原 榮子	理事(副会長)	倉吉市手をつなぐ育成会 会長	米原 榮子
⑥	理事	境港市障がい児(者)育成会 会長	石川 肇	理事	境港市障がい児(者)育成会 会長	石川 肇
⑦	理事	東部心身障害児(者)育成会 会長	石田 嘉男	理事	東部心身障害児(者)育成会 副会長	谷口 智恵美
⑧	理事	中部手をつなぐ育成会 会長	中井 恭子	理事	中部手をつなぐ育成会 会長	中井 恭子
⑨	理事	西部手をつなぐ育成会 会長	高橋 長年	理事	西部手をつなぐ育成会 会長	高橋 長年
⑩	理事	鳥取県知的障害者福祉協会 副会長	谷口 伸一	理事	鳥取県知的障害者福祉協会 副会長	片山 義継
⑪	理事	鳥取県特別支援教育研究会 会長	中山 歩み	理事	鳥取県特別支援教育研究会 会長	中山 歩み
⑫	理事	施設保護者連合部会 副会長	岸野 博	理事	施設保護者連合部会 会長	岸野 博
⑬	理事	学識経験者 (鳥取県社協 常務理事)	松田 繁	理事	学識経験者 (鳥取県社協 常務理事)	松田 繁
⑭	監事	境港市障がい児(者)育成会 副会長	矢倉 裕子	監事	米子市手をつなぐ育成会 副会長	岩吉 清子
⑮	監事	東部心身障害児(者)育成会 副会長	谷口 智恵美	監事	倉吉市手をつなぐ育成会 理事	吉田 英明

## 議案第 4 号

### 定款の変更について

---

(提案理由)

令和 2 年度より検討を重ね、令和 6 年 3 月に説明会を開催しました「総会のあり方（議決権を有する会員の見直し）」についての定款変更を、定款第 13 条に基づき、別紙のとおり承認願いたい。

<資料>

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ・定款新旧対照表（案）        | P 3 1     |
| ・定款（案）             | P 3 2～3 9 |
| ・議決権を有する会員（正会員）変更案 | P 4 0     |

#### 参考

定款 第 4 章 総会

(権能)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項



一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会定款 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p><b>第3章 会員</b> (法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(1) <u>正会員 この法人の目的に賛同する議決権を有する個人又は団体</u></p> <p>(2) <u>一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業への参加・利用を主とする個人又は団体</u></p> <p>(3) <u>賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体</u></p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p><u>3 正会員および一般会員の範囲について必要な細則は理事会において別に定める。</u></p> <p><b>第5章 役員</b> (役員を選任)</p> <p>第22条 この法人の理事は、この法人の<u>正会員及び一般会員</u>の中から総会の決議によつて選任する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもつて、<u>正会員及び一般会員</u>以外の者から選任することを妨げない。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この定款の変更は、平成29年3月25日から施行する。 <u>この定款の変更は、令和7年1月1日から施行する。</u></p>	<p><b>第3章 会員</b> (法人の構成員)</p> <p>第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定によりこの法人の会員となつた者をもって構成する。</p> <p>(種別)</p> <p>第6条 この法人に次の会員を置く。</p> <p>(1) <u>正会員 この法人の目的に賛同する個人又は団体</u></p> <p>(2) <u>賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体</u></p> <p>2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。</p> <p><b>第5章 役員</b> (役員を選任)</p> <p>第22条 この法人の理事は、この法人の<u>正会員又は正会員の代表者</u>の中から総会の決議によつて選任する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもつて、<u>正会員又は正会員の代表者</u>以外の者から選任することを妨げない。</p> <p><b>附則</b></p> <p>この定款の変更は、平成29年3月25日から施行する。</p>

# 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 定款（案）

## 第1章 総則

（名 称）

第1条 この法人は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

## 第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、知的障がい者（知的障がいのある児童を含む。以下同じ。）に対する県民の理解を深めるとともに、県内におけるその育成環境の整備に努め、もって知的障がい者が豊かに暮らせる社会を実現し、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）社会啓発事業
- （2）福祉相談事業
- （3）社会参加促進のための事業
- （4）関係団体支援事業
- （5）会報その他関係文献の刊行事業
- （6）調査研究研修事業
- （7）この法人の構成員が扶養する知的障がい者並びにこれに準ずる者の相互扶助事業
- （8）その他この法人の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員

（法人の構成員）

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

（種 別）

第6条 この法人に次の会員を置く。

- （1）正会員 この法人の目的に賛同する議決権を有する個人又は団体
- （2）一般会員 この法人の目的に賛同し、この法人が行う事業への参加・利用を主とする個人又は団体
- （3）賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

3 正会員および一般会員の範囲について必要なことは理事会において別に定める。

(会員の資格の取得)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより入会の申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年度、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権能)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定期総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、当該総会において、正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 19 条 会議に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項につい

て、書面をもって議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において第 18 条の規定の適用については、書面をもって議決権を行使し、又は代理人により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された 2 人以上の議事録署名者は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以内

(役員を選任)

第 22 条 この法人の理事は、この法人の正会員及び一般会員の中から総会の決議によって選任する。

2 前項の規定にかかわらず、総会において総正会員の議決権の過半数の決議をもって、正会員及び一般会員以外の者から選任することを妨げない。

(会長等の選定)

第 23 条 この法人に会長 1 名、副会長 3 名、常務理事 1 名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 会長及び常務理事は、4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及

び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第21条に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障が

あるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、当該決議すべき提案について可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 事務局

(事務局)

第 35 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長等の重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

## 第 8 章 顧問

(顧問)

第 36 条 この法人に、任意の機関として、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会において任期を定めて選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長の諮問に応える。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

い。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 43 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。



附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は秋本和彦、副会長は明場辰紀、植村ゆかり、大谷喜博、常務理事は小林裕幸とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般社団法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

附 則

この定款の変更は、平成29年3月25日から施行する。

この定款の変更は、令和7年1月1日から施行する。

## 議決権を有する会員（正会員）変更案

※令和6年3月末会員数

No.	団体名	現行正会員		変更後正会員	
		個人会員 (人)	団体会員 (口)	個人会員 (人)	団体会員 (口)
1	鳥取市手をつなぐ育成会	42	1	1	
2	米子市手をつなぐ育成会	4	1	1	
3	倉吉市手をつなぐ育成会	33	1	1	
4	境港市障害児（者）育成会	24	1	1	
5	東部心身障害児（者）育成会	15	1	1	
6	中部手をつなぐ育成会	26	1	1	
7	西部手をつなぐ育成会	4	1	1	
8	うぶみ苑多機能型事業所	36	1	1	1
9	鳥取市立若草学園	30		1	
10	松の聖母学園	141		3	
11	かめの会作業所	14		1	
12	伏野つばさ園	2		1	
13	鹿野かちみ園	36		1	
14	鹿野第二かちみ園	39		1	
15	敬仁会館	34	1	1	1
16	皆成学園	4		1	
17	希望の家・若竹の家	50		1	
18	トーゲン倉吉	38		1	
19	ボン・チャンス	16	1	1	1
20	羽合ひかり園	71	1	2	1
21	もみの木家族会・福祉会	109		3	
22	鳥大附属特別支援学校	6		1	
23	県立白兔養護学校	6		1	
24	皆生やまと園・えがお	68		2	
25	祥福園	67	1	2	1
26	わかとり作業所	39	1	1	1
27	セルプひの	12		1	
28	さざなみ作業所	3	1	1	1
29	柿木村福祉会				
30	たんぽぽ		1		1
31	若桜町社協(若ざくらふれあい作業所)		1		1
32	コミュニティーハウス楽		1		1
33	鳥取青少年ピアサポート(nononaファクトリー)		1		1
34	フレンズ		1		1
35	祥和会 小竹の郷		1		1
36	鳥取県知的障害者福祉協会		1		1
	計	969	21	35	14
				<b>49</b>	

※議決権を持つ個人会員数：各施設・団体等から1名とし、個人会員数が50名を超える毎に1名増員する。